（記載例）

【添付書類】申請部分の平面図（ホテルであれば、ホテル部分の平面図）
※法人変更などで申請部分のレイアウト変更等がなければ、平面図の添付省略可

消防法令適合通知書交付申請書

実際に提出する日

令和●年●月●日

（あて先）千葉市 ●● 消防署長

建物が所在する区（中央区なら「中央」）

申請者
住所　●●市●●区●●町●－●－●

建物の管理権原を有する方の住所・氏名・電話番号・メールアドレス

氏名　株式会社●●　代表取締役　●●　●●
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号　●●●－●●●－●●●●
連絡先電子メールアドレス
（可能な範囲で記載してください）

下記の旅館・ホテル営業等について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1　名　　称　（旅館・ホテル営業等の名称）
●●旅館、●●ホテル

2　所　在　地（旅館・ホテル営業等の所在地）
千葉市●●区●●町●―●―●

3　申請理由区分　　該当する部分を■に塗りつぶし又は☑

☑　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条の規定による営業の許可・・・①
☐　旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第４条の規定による施設又は設備の変更の届出　・・・②
☐　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第３条又は第18条第１項の規定による登録　・・・③
☐　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第７条第１項又は第18条第２項において準用する第７条第１項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出　・・・④
☐　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第３条の規定による営業の許可・・・⑤
☐　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第９条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出・・・⑥
☐　国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第１項の規定による特定認定　・・・⑦
☐　国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第５項の規定による変更の認定　・・・⑧

㊟：申請区分

① これから旅館業（ホテル、旅館に類する宿泊施設）の許可を受ける場合の申請。
② 上記①の申請から「申請者」・「営業施設の住所及び名称」等変更がある場合の申請。
③ 国際観光ホテル整備法で定められている「登録ホテル」等に登録する場合の申請。
④ 上記の③の申請から「申請者」・「営業施設の住所及び名称」等変更がある場合の申請。
⑤ これからホテル等で風俗営業（バー、キャバレーなど）等の許可を受ける場合の申請。
⑥ 上記⑤の申請から「申請者」・「構造又は設備」等変更がある場合の申請。
⑦ これから国家戦略特別区域内で旅客業を行う特例する場合の申請。
⑧ 上記⑦の申請から「申請者」・「営業施設の住所及び名称」等変更がある場合の申請。